

富士山は海外からどのように評価されているか ー文化と自然の境を超えてー

〈静岡県富士山世界遺産センター 館長 稲葉 信子〉

今年、2025 年 1 月から館長を勤めています。センターを訪れる多くの方々から寄せられる質問の多くに、富士山はどうして自然遺産でなく文化遺産なのか、というのがあることを知りました。私は、日本が世界遺産条約に加盟した 1992 年から、世界遺産を中心に遺産保護のための国際協力の仕事をしてきました。今回は、海外での議論を通してこのことを考えてみようと思います。

富士山が世界遺産になるなら自然遺産あるいは少なくとも複合遺産だろうと、誰もがそう思っていたかもしれませんが。しかし自然遺産を担当する環境庁（現環境省）は、富士山に火山としての地質学的な価値はあることは認めながらも、類似する火山がすでに世界遺産に登録されていること、またこれが最も大きな理由だったからですが、山麓の開発が進んでいることから断念することになりました（2003 年）。その結果、文化庁が残って文化遺産単独で推薦作業を進めることになったわけですが、自然遺産の側からの国際的評価が低かったわけではありません。自然遺産の審査を行う国際自然保護連合（IUCN）からは、富士山の姿形が持つ象徴性が評価されていました。あまり知られてはいませんが、自然遺産には自然美を評価する基準があります。この基準を適用する可能性がなかったわけではないとは思いますが、山麓の開発が進んでいる状況では、そもそも国内の関係者の説得すら難しかったでしょう。

一方で、そのころ世界遺産の考え方は大きな変化を遂げていました。信仰の対象としての山のような、人と自然の精神的なきずなをあらわす景観を、農林水産業など生業の景観とともに評価する文化的景観という遺産の概念が導入されることになりました。自然と文化の境界を超えて、自然と人の関係性を評価をしようとする試みです。自然と文化の両方を包含する世界遺産条約でこそ可能だったことだと思います。富士山はまさにその代表的な存在です。

しかし、世界遺産条約の本文は自然遺産と文化遺産の定義を明確に分けています。自然遺産と文化遺産を統合する試みのうちで、文化的景観をどちらに含めるかが課題となりました。条約本文の改訂が難しい以上、どちらかに含めなくてはなりません。議論の結果、文化的景観は文化遺産に分類されることになりました。本来は両者を超えるために生まれた遺産の概念が、制度上は文化遺産に分類されている理由です。文化庁では、富士山の世界遺産登録の可能性を見据え、信仰の山の文化的景観に関する国際会議を 2001 年に開催しています。

ただし、結果として富士山は、自然遺産としての自然美でも、文化遺産に区分された文化的景観でもなく、通常の文化遺産として推薦されることになりました（2013 年登録）。やはり山麓の開発が懸念されたからでしょう。推薦可能な範囲は山の上の方だけだったからです。海外の専門家から、いつも質問を受けます。どうしてなのかと。しかしどちらであったとしても海外の専門家は、富士山の価値は自然と文化の境界を凌駕してゆるぎなく、人為的な文化遺産と自然遺産の区分を超越した存在であると考えています。

